

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁具損傷
発生日時	令和元年12月20日 16時12分ごろ
発生場所	愛媛県四国中央市三島川之江港北方沖 三島川之江港川之江8号防波堤北灯台から真方位317° 1.76海里（M）付近 （概位 北緯34° 03.0′ 東経133° 32.8′）
事故の概要	貨物船三恵丸は、北進中、また、漁船第二幸漁丸は、さわら流し網を投網中、三恵丸が同網の上を通過した際、同網が切損した。
事故調査の経過	令和2年2月12日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 三恵丸、514トン 135522、大島物流株式会社（船舶所有者）、株式会社イコーズ（船舶借入人） B 漁船 第二幸漁丸、4.9トン EH3-34142（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、四級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B さわら流し網に切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1～2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが操船に当たり、三島川之江港を出港して約11ノットの対地速力で北進し、右舷船首方約2Mの位置に認めたB船を底引き網漁船と思い、B船と約600mとなった地点で船首方に白色灯ブイ（以下「白ブイ」という。）を視認して左舷側へ避航動作を取り、白ブイを右舷方に見て通過した。 船長Aは、三島川之江港で積荷役をした会社から本事故発生の連絡を受けて、B船のさわら流し網（以下「本件流し網」という。）が切損していたことを知った。 船長Aは、本事故時、船首方に見た白ブイがB船の底引き網の漁網先端のブイと思い、左転して同網を避けていたと思った。 船長Aは、付近海域で行われる漁法について、事前に十分調べていなかったため、さわら流し網漁船が掲げる漁具標識を知らなかった。 B船は、船長Bほか1人が乗り組み、ブリッジ上の黄色点滅灯を点灯し、三島川之江港北方沖で、北北西から南南東に向けて本件流し網

	<p>の投入を開始した。</p> <p>船長Bは、約7反（約630m）を投入した頃、北進してきたA船を認め、旗を振って注意喚起を行い、A船が左転して通過したあと、ボンデン（白い浮き）が数本切れて流れたので、本件流し網を揚げたところ、2反の網が損傷しているのを認め、118番通報を行った。</p> <p>B船は、投入するさわら流し網11反（約1000m）の北北西端に赤色灯ブイ、中央に白ブイ、南南東端に緑色灯ブイを表示していた。</p>
分析	<p>A船は、北進中、船長Aが、船首方に見た白ブイがB船の底引き網の先端のブイと思い込み、左転して同ブイを右舷方に見て本件流し網の上を航行したことから、本件流し網が切損したものと考えられる。</p> <p>B船は、ブリッジ上の黄色点滅灯を点灯して本件流し網の北北西端に赤色灯ブイ、中央に白ブイ、南南東端に緑色灯ブイを表示して投網中、A船が接近した際に旗を振ったものの、A船が本件流し網の上を航行し、本件流し網が切損したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が北進中、B船が本件流し網を投網中、船長Aが、船首方に見た白ブイがB船の底引き網の先端のブイと思い込み、左転して同ブイを右舷方に見て本件流し網の上を航行したため、発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、瀬戸内海には、海域により各種の漁具が敷設されているので、航行海域で行われている漁法について事前に調査し、漁具を十分に回避して航行すること。